

「第5弾あきんどくん元気クーポン」取扱店要領

1. 取扱店に登録できる事業所

- (1) 三島市内に所在する全ての事業所（店舗）（公序良俗に反する事業を除きます）。
- (2) テナント店の場合、個々で登録しないとクーポンは使用できませんので、あらかじめテナントオーナーにご確認下さい。
- (3) 支店をお持ちの事業所は本支店ごとに登録をお願いします。

2. 登録申込手続き

- (1) 申込開始は平成27年5月18日（月）からとなります。
- (2) 取扱店申込書にご記入の上、三島商工会議所へ持参、FAXまたは郵送にてご提出下さい。
- (3) 登録手続きは無料です。登録後、取扱店ポスター・クーポン見本等を交付します。

3. クーポン券の受け取り

- (1) クーポンの有効期限は平成27年6月27日（土）から平成27年9月30日（水）までです。
- (2) 商品・サービス等の代金としてクーポンを受け取った後、速やかにクーポン裏面に取扱店名を明記し使用済みクーポンであることを明示して下さい。（スタンプ可）
- (3) お釣りは出さないで下さい。現金との両替も出来ません。

4. クーポンの利用対象にならないもの

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）。
- (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- (4) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (6) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、電子マネーへのチャージ。
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い。
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (10) 取扱店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合、取扱店舗は予め利用者が認識できるよう明示する義務を負う。

5. 使用済みクーポンの換金

- (1) 換金窓口は三島商工会議所（三島市一番町2-29）のみとなります。
- (2) 換金期間は平成27年6月29日（月）から平成27年10月30日（金）までです。
ただし、土曜日曜祝日を除く各日9:00~17:00です。
- (3) 換金手数料は徴収しません。
- (4) 換金方法

①窓口換金の場合

換金窓口にて、使用済みクーポン、受取人印鑑を持参して下さい。

三島信用金庫本店の小切手にて換金します（現金受取不可）。

※10万円以上の小切手を三島信用金庫本店窓口にて現金化するには

1) 個人事業主様の場合

代表者及び窓口に来られた方の身分証明書（運転免許証、健康保険証）が必要になります。

2) 法人企業様の場合

法人の履歴事項全部証明書又は印鑑証明及び窓口に来られた方の身分証明証（運転免許証、健康保険証）が必要になります。

②振込換金の場合

換金窓口に、使用済みクーポンの持参または郵送と合わせて、貴事業所作成の請求書を添付して下さい（書式制限なし）。

振込日は換金期間の毎月 20 日ㄨ当月 25 日払となり、振込手数料は貴事業所の負担となります（振込日が金融機関休業日は翌営業日）。

振込口座が三島信用金庫の場合は手数料不要ですが、三島信用金庫以外は別途手数料が必要となります。

6. ダブルプレミアム抽選

- (1) 中小小売店・飲食店等で使用された換金済みクーポンを対象に 4 回抽選（8 月・9 月・10 月・11 月の各月初旬）して当選者 1,000 名に 5,000 円の商品券（ダブルプレミアム対象店舗のみで使用可）を進呈します。
- (2) 当選者へはハガキにて当選通知を郵送します。
- (3) ダブルプレミアム対象店舗について
三島市内の事業所で三島市内本店を有しているか店舗面積 500 ㎡未満の事業者を対象とします。市内中小企業振興策として実施致しますので、御協力下さる様お願い申し上げます。

7. ダブルプレミアムクーポン券の受け取り、換金について

- (1) ダブルプレミアムクーポン券の有効期限は平成 27 年 8 月 1 日（土）から平成 27 年 12 月 31 日（水）までです。
- (2) 商品・サービス等の代金としてクーポンを受け取った後、速やかにクーポン裏面に取扱店名を明記し使用済みクーポンであることを明示して下さい（スタンプ可）。
- (3) お釣りは出さないで下さい。現金との両替も出来ません。
- (4) ダブルプレミアムクーポン券利用対象外品目は「4. クーポンの利用対象にならないもの」と同様です。
- (5) 使用済みダブルプレミアムクーポン券の換金窓口は三島商工会議所（三島市一番町 2-29）のみです。
- (6) 換金期間は平成 27 年 8 月 3 日（月）から平成 28 年 1 月 29 日（金）までです。
ただし、土曜日曜祝日を除く各日 9:00～17:00です。
- (7) 換金手数料は徴収しません。
- (8) 換金方法は「5. 使用済みクーポンの換金」（4）と同様です。

【事務局】 三島商工会議所まちづくり課
〒411-8644 三島市一番町 2-29
TEL055-975-4441 FAX055-972-2010